

平成十六年農林水産省令第九十七号

景観農業振興地域整備計画に関する省令
景観法（平成十六年法律第百十号）第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十二条第二項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び同法を実施するため、景観農業振興地域整備計画に関する省令を次のように定める。

（景観農業振興地域整備計画の策定又は変更）

第一条 市町村が景観法（以下「法」という。）

第五十五条第一項の規定により景観農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定により市町村が行う景観農業振興地域整備計画の変更（景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第十六条に規定する軽微な変更に該当するものを除く。）について準用する。

第二条 市町村は、法第五十五条第一項の規定により景観農業振興地域整備計画を定めようとする場合において、同条第二項第一号の区域を定めようとするときは、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、平面図等により、当該区域が明らかになるように定めなければならない。法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定によりこれを変更しようとするときも、同様とする。
（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の準用）

第三条 法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出及び同法第十一条第五項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の六から第四条の八までの規定を準用する。

（景観農業振興地域整備計画書の縦覧）

第四条 法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十二条第二項

（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により縦覧に供する景観農業振興地域整備計画書又はその写しは、当該市町村の主たる事務所に常時備え付けておかなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則（平成一七年八月一九日農林水産省令第九三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日農林水産省令第二三号）

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年七月二二日農林水産省令第四二号）

（施行期日）

1 この省令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

附 則（令和元年二月一六日農林水産省令第四七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。